

## 議案第19号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区））について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）
- 2 指 定 管 理 者 東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ  
代表者 鳥取市相生町四丁目411番地  
一般財団法人鳥取県観光事業団  
理事長 安 田 達 昭  
東伯郡琴浦町大字逢束1061番地6  
株式会社チュウブ  
代表取締役社長 小 柴 雅 央
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 理 由 東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）の管理

業務を効果的かつ効率的に行うため、東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズを指定管理者として指定しようとするものである。